

第 6 号議案

定款の一部変更について

1. 定款の第 2 章(社員の種別)第 6 条を次の通りに変更することを提案します。

改定前

この法人の会員は、正会員及び賛助会員の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1)正 会 員 この法人の目的に賛同し、共に行動する個人及び団体とする。
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体とする。

改定後

この法人の会員は、正会員、賛助会員及び一般会員の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1)正 会 員 この法人の目的に賛同し、共に行動する個人及び団体とする。
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体とする。
- (3)一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人とする。

変更する理由

従来の正会員は家族単位の登録になっていましたので、今後は定款通りの個人及び団体としたい。尚、決権の行使が難しい方は一般会員としたい。

- 2 入会金及び会費の額について

付則 5 で、この法人の設立当初の入会金及び会費は

- (1)入会金 0 円、(2)年会費(正会員：2,000 円、賛助会員：1,000 円)となっています。

付則は定款変更の対象にならないので、

第 4 章会議第 22 条の(7)入会金及び会費の額の変更として次の如く提案します。

- (1)入会金 0 円
- (2)年会費 正会員：1,000 円、賛助会員：2,000 円/1 口、一般会員：1,000 円

- 3 第 23 条通常総会開催について

改定前 通常総会は、毎年 1 回、事業年度開始後 2 カ月以内に開催する。

改定後 通常総会は、毎年 1 回、開催する。